



受市相第48号  
令和2年6月24日

開かれた市政をつくる市民の会

共同代表 八村 輝夫 様  
浦木 清 様  
谷口 肇 様

鳥取市長 深澤 義彦



「旧本庁舎、第二庁舎跡地の活用」に関する公開質問状について（回答）  
（対令和2年6月3日付け）

このことについて、別紙のとおり回答します。

**【陳情・要望に関する担当】**

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所 本庁舎2階  
市民生活部 市民総合相談課

Tel: 0857-30-8181

E-mail: shiminsoudan@city.tottori.lg.jp

## 【市長への質問】

- ①市議会特別委が報告した「早期解体」論は、上記のように市民の意見を全く聞くことも無しに下した結論であり、今後のアンケート等により市民の意見を集約しまとめるまでは、いったんは棚上げすることが妥当であると考えます。この点に関する市長のお考えを御回答ください。

## 【回答】

旧本庁舎及び第2庁舎に関しては、「本庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会」から、いずれの庁舎も「解体撤去」すべき旨の報告が出ています。市民の負託を受けた、市民の代表である市議会議員により構成される特別委員会において真摯に議論され、まとめられた内容については、当然に尊重すべきものと考えます。

この報告を受け、市民の安全面の確保や、建物の維持・修繕に要する経費などを考慮した結果、旧本庁舎及び第2庁舎については、できるだけ早い時期に解体・撤去を行うこととしたものです。

現在、この方針に基づき、関連予算の議決を得て解体撤去を進めているところです。

(総務部 財産経営課)

- ②鳥取駅よりも北側の中心市街地では災害時の指定避難所の確保が急がれるが、この市民の安全確保にとって喫緊の課題について、市長はどのようにお考えでしょうか。

## 【回答】

鳥取市の指定避難所は、想定する災害の種類により基準を定めており、全ての想定する災害の種類で、全ての基準を満たした施設を指定避難所として指定を行っています。本市の中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地は、ほぼ全域が千代川水系の洪水浸水想定区域に含まれているため、指定避難所の指定基準を満たしていません。

一方、中心市街地内には、一時避難場所となる指定緊急避難場所（屋内）が10か所あり、いずれの施設も、土砂災害、地震、津波の基準を満たしていることに加え、洪水時の想定浸水深以上の階で、安全に避難していただくことが可能です。

また、本市では、災害時の避難先として、協定による避難場所の確保を行っており、鳥取駅北側では、協定に基づく避難場所としてトスク本店と協定を締結しています。この度、新たに鳥取敬愛高校から避難所として施設の貸出について協力をいただけることになり、現在、協定締結の手続きを進めています。災害時には、まずはこれらの避難場所に避難していただく事で、危険を回避していただく事が出来るものと考えています。身の危険が遠のいた後、自宅が被災して帰宅できない方等には、こうした避難場所から最寄りの指定避難所へ移動していただき、新しい

住まいが決まるまでの間、滞在していただくこととなるものと考えています。今後も、民間施設も含め、多くの避難先の確保に努めていきます。

**<中心市街地内の指定緊急避難場所>**

鳥取市武道館、久松小学校、とりぎん文化会館、教育センター、日進小学校、日進地区公民館、明德小学校、明德地区公民館、久松会館、遷喬小学校・遷喬地区公民館

**<協定に基づく避難場所>**

トスク本店、鳥取敬愛高校、イオン株式会社鳥取店、グランワールドカップ鳥取店

(危機管理部 危機管理課)

**③完全な赤字事業と推定される「第2庁舎の解体と跡地売却」を推進し続けている理由を御回答ください**

**【回答】**

第2庁舎の解体撤去の考え方は、上記市長への質問①の内容と同様です。

また、第2庁舎の跡地の売却について、市が推進している事実はありません。

(総務部 財産経営課)

**【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】**

総務部 財産経営課 (電話番号：0857-30-8131)

危機管理部 危機管理課 (電話番号：0857-30-8032)